

2018年4月3日
昭和シェル石油株式会社

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の確定について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示」が改正され、2018年5月分から2019年4月分までのお客さまの電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金単価が下記のとおり確定しましたので、お知らせいたします。

記

	1kWhにつき
再生可能エネルギー発電促進 賦課金単価（税込）	2円90銭

※本単価は、ご提供するエリア・供給電圧にかかわらず一律同単価です。

以上